

# ここが問題！リニア新幹線

第105号 2023年8月21日

発行

リニア新幹線を考える  
東京・神奈川連絡会  
web-asao.jp/hp/linear

## リニア工事計画認可を追認する不当判決

7/18ストップ・リニア！訴訟、東京地裁・市原義孝裁判長

一五〇名が抗議の集会、  
原告団、控訴への意思固める



提訴から七年余りが経過し、二五回の口頭弁論を積み重ねたストップ・リニア！訴訟は三月一八日結審しましたが、その判決が七月一八日午後、東京地裁で言い渡されました。判決文を書いた市原義孝裁判長は姿を見せず、別の裁判官が、「原告の請求を棄却する」と小さな声で判決を読み上げ

げ一分足らずで退室しました。傍聴席からは、「不当だ」、「判決文を示せ」などの声が上がりました。

判決文は七百ページ近い厚さですが、参考人としてこの裁判に参加していたJR東海の環境アクセス時の保全対策などを記載し、「JR東海も工事・供用のための対策をきちんと考えており、手続きも果たしている」として、国交大臣の認可に誤りはないと認定、原告側の意見陳述や証拠について何も取り上げず、国交大臣の認可取り消しを求める原告の請求を全面的に退けました。



原告団は判決後、裁判所前に待機していた支援者や報道陣に「不当判決」の旗を掲げました。七年間の裁判を闘ってきた原告やサポーターら支援者にはあまりに冷たい不

当判決であり、「許せない」という気持ちが強く感じられました。

弁護団と川村晃生訴訟団長は判決の後司法記者クラブで記者会見し、国寄り事業者寄りの偏向判決を強く批判し、今後原告と協議はするが直ちに控訴し裁判を続ける決意を明らかにしました。

当日の傍聴券抽選には一六〇人が約百席の傍聴券を求めて列を作りました。

北海道や大阪、愛知、岐阜、長野、静岡、山梨から駆け付けた原告、サポーターも数多く詰めかけ、法廷では不当判決に大きな抗議の声を上げました。

### 記者会見で川村訴訟団長が 裁判継続の決意を表明

判決後、原告側弁護団の関島保雄共同代表、横山聡事務局長、川村晃生訴訟団長の三氏が司法記者クラブで会見を行い、被告の国とJR東海寄りの不当判決に抗議し、提訴の際提出した訴訟の訴因について検討をしなかったことを批判しました。

川村団長は原告の気持ちを逆なでする判決は到底見過ごすわけにはいかないと、早急に控訴手続きをとる決意を表明しました。

川村団長はまた、昨年9月。裁判長が自ら山梨実験線沿線住民から、実験線の騒音・

振動被害を聞いていのに、そのことに触れていないのは残念であると述べました、

## 院内で判決報告会



七月十八日の不当判決後、午後四時から第一議員会館で原告団・弁護団による報告集会が開かれ、一五〇人が参加しました。

川村晃生訴訟団長の抗議と控訴に向けての決意表明の後、関島保雄弁護団共同代表が判決の問題点について詳しく説明しました。

報告の後、参加者から様々な意見が上がりましたが、控訴して不当判決を覆すべきだという声相次ぎ、中には涙ながらに「悔しい。許せない」と訴える原告もいました。

原告団・弁護団は、二四九人の原告全員で控訴する方針を裁判所に伝え、原告一人一人の意思を確認して、九月にも正式に控訴する方針を示しました。

## 東京・神奈川連絡会も報告集会

猛暑、お盆入り前でも三八人が参加

一八日の不当判決に抗議し、今後の訴訟方針を説明する神奈川訴訟団の集会が八月十二日午後二時から、麻生市民館で開かれました。当時多雨の外気温は三五度を超える猛暑で、また旧盆の直前にもあたるためどれだけの方が参加してくれるか心配でしたが、原告を中心に三八人が参加しました。

集会では始めに東京・神川連絡会の天野捷一共同代表が挨拶し、「七年間の裁判で、原告・弁護団が二五回の口頭弁論を行い、リニアの杜撰な環境影響評価について具体的に陳述、弁論したにもかかわらず、判決はすべて無視し、JR東海のアセスは問題なし、国交大臣の工事認可も適切な判断だと一方的に判断した。これを許せばほかの行政訴訟にも影響する。黙っているわけにはいかない。控訴して判決を覆そう」と述べました。

東京・神奈川連絡会がリニア訴訟神奈川を中心にあって原告・サポーターの連絡業務を担っていますが、ストップ・リニア！訴訟の原告は八九名が含まれています。事務局では八月初旬に意向確認のためのお願いと、控訴委任状を原告に発送しています。

## 事業者の意向なんでも通る？

横山弁護士が判決の問題点を解説

集会では、不当判決の問題点について、原告弁護団事務局長の横山聡弁護士が細かく解説をしました。



横山聡弁護士

横山氏はまず、「被告（国）・参加人（JR東海）の件かに立脚した原告にとっては見るべきことが何らない結論ありきに判決である」と断定し、以下次のように解説しました。

原告適格について、中間判決を踏襲しているのはやむを得ないが、今回の判決は「周辺居住住民のうち、こっじの建設機械の稼働、工事車両の運行供用、施設による大気汚染・水質汚濁・騒音・振動、地盤沈下、日照障害等による健康・生活上著しい被害を直接受ける者が行政訴訟法九条の取り消しを求める法

律上の利益を有する者とし、交通混雑や景観阻害は含まれないとしている。国交大臣の工事認可の適法性については、全幹法に依拠しているが、リニアも時速二百キロ以上であり在来線に乗り入れるかどうかについて全幹法には何も書かれていない。全体として控訴高速輸送が可能になるのであれば、国民経済の発展や国民の生活領域の拡大等に資する。全国的な新幹線鉄道網の一部が形成された。以上のようにリニアの意義を評価している。

### 国交大臣は政策的にも技術的にも精通しており、工事認可は裁量権の範囲内？

「全幹法では、事業者の申請ではなく国交大臣の指名という枠組みを取っており、それは新幹線建設には国土の有効利用や運輸政策に重大な影響があるからである」。判決は「のように記し、国交大臣には工実施の権限は与えるが機銃は法定されておらず、公益実現に向けての政策的判断や専門的技術的判断が求められる、これらに精通する国交大臣の合理的裁量に委ねざるを得ないとしている。また、国交大臣の工事認可が重要な事実の基礎を欠き又は社会通念に照らし著しく妥当性が無いと判断されるか、裁量権の逸脱若しくはこれを乱用したと認められる以外は工事認可が違法であるとは言えないし、交通政策審議

会の十審も出ていると認可の正当性を認めている。

### 環境評価法は内容ではなく手続き規定である？ アセスはやる必要ないと解釈では

環境評価法の解釈として判決は、当該免許等を行いまたは行わない基準を法律の規定で定めていない免許等については、当該免許等を行うものは、対象事業の実施に利益に関する審査と環境配慮審査の結果を合わせて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許を拒否する処分を行い、または当該免許等に必要な条件を付することができるとしている。「併せて判断する」とは「環境保全についての審査の結果と免許等の審査の結果を突き合わせる」という趣旨であり、「両審査の結果を比較考量し総合的に判断する意味であり環境保全に対する適切な配慮がなされていれば免許等を行わない場合もある」という判断もできる。判決は「JR東海は影響評価書で環境保全対策を講じており、評価書以外の事実をもって裁量権の範囲の逸脱または濫用とは言えない」としている。しかし、評価の不適切を証明するには事後に発生している不具合から突き合わせるほかはないことは明らかである。原告の主張を否定し、的外れのよ

うに解釈している今回の判決を認めることは出来ない。

### リニア工事が静岡以外に遅れており、神奈川駅完成は二〇三二年、地元工事の遅れに目を向けない神奈川県知事

#### 〜榎田秀樹氏が沿線のリニア工事の報告



報告集会ではこのあと、フリージャーナリストの榎田秀樹さんが、リニア沿線工事の現況について報告しました。榎田さんは沿線各地を取材し、リニア工事が未着工の静岡県

のみならず他の地域でも予定より大幅に遅れている事実を調査してきました。神奈川県内のリニア工事でも神奈川駅の工事が遅れており、車両基地も未着工で、今着工しても最低で六年間は完成できないと報告しました。

榎田氏は、リニア沿線各県では知事が静岡県知事を意図的にバッシングしていますが、その知事たちも地元の工事の遅れについて独自に調査していないことを批判しました。

## 控訴委任状の送付を お願いします！

リニア訴訟神奈川事務局（リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会）は七月一八日の不当判決後に、事務局がまとめているストップ・リニア！訴訟の八九名の原告の方に、控訴の原告になるかどうかの意思の確認をお願いする文書を送付いたしました。原告になるという意思をお持ちの方は同封している控訴委任状に住所・氏名を記入し、二か所に捺印していただき、東京・神奈川連絡会の天野捷一共同代表宛に送付いただくことにしています。

八月二〇日現在で三五名の委任状が届いております。八月二九日が締め切りになっております。まだの方はぜひ控訴委任状を送付いただくようお願いいたします。

封書を失くされた方は、天野、山本、矢沢のどちらかにご連絡ください。このニュースの末尾に三人の電話番号が記されています。

諸般の事情で原告を降げる方もその旨を郵便でお知らせ下さい。

リニア工事の認可取り消しを求めている多くの方々が控訴の原告になられるよう心からお願い申し上げます。

## 川崎、町田での調査掘進進む 東百合ヶ丘非常口からは工事騒音



川崎市麻生区東百合ヶ丘非常口近影（8月）  
（撮影：二宮敬嗣）

会員からの連絡では、非常口からガシャンガシャンという騒音が発生していたという。調査掘進の残土を地表にピストン輸送する音と説明。

梶ヶ谷非常口	6.14	12m掘進
調査掘進 250m	7.19	25m 〃
3月25日開始	8.2	45m 〃
東百合ヶ丘非常口	6.14	12m掘進
調査掘進 150m	7.19	19m 〃
3月31日開始	8.2	36m 〃
小野路非常口	6.14	0m掘進
調査掘進 350m	7.19	0m 〃
7月25日開始	8.2	1m 〃
東京・北品川非常口	6.14	113m掘進
調査掘進 300m	7.19	124m 〃
5月10日再開	8.2	124m (?)

東百合ヶ丘では調査掘進進めると間もなく王禅寺ヨネッティー下に達する。

## リニア中間判決控訴審 8月30日最終弁論で結審

二〇二〇年二月一日、東京地裁古田孝夫裁判長から、ストップ・リニア！訴訟の原告七三八人の三分の二に当たる五三二名の原告適格を認めないとする判決がありました。

一六七人の原告が東京高裁に提訴し、これまで四回の口頭弁論が行われ、八月三〇日午後最終弁論が行われ結審することになりました。当日は、川村晃生訴訟団長、芳賀直哉原告と関島保雄弁護団共同代表が意見陳述をする予定です。

当日は午後一時に東京地裁前に集合、傍聴の後衆議院第一議員会館大会議室で報告集会を開きます。集会では、公共事業や環境問題に詳しい五十嵐敬喜弁護士（法政大学名誉教授）が「七・一八判決をどう読むか」と題し講演を行います。

七月一八日の一審不当判決もあり、高裁判決に向けた活動も重要です。皆さんの傍聴と集会参加をお願いします。

**ここが問題！リニア新幹線 ニュース105号**

**リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会**

天野捷一（中原・高津）090-3910-8173

山本太三雄（宮前）090-8775-1879

矢沢美也（麻生・多摩）090-6108-6568